

各区地域支援調整チームからの要望に対する回答（案）

健康福祉局障害者施策部

各区地域支援調整チームからの要望事項一覧（障害関係）

要望区	要望要旨	担当	ページ
福島区	小規模施設への運営等の支援の継続	自立支援	1
港区	ヘルパーの人材確保	自立支援	2
天王寺区	委託相談支援事業所の設置	障害企画	3
浪速区 1	介護保険適用後の移動支援事業について	自立支援	4
浪速区 2	入院時コミュニケーションサポート事業	自立支援	5
浪速区 3	障害者の就労支援について	障害企画	6
東淀川区 1	日常生活用具給付制度について	自立支援	7
東淀川区 2	障害者の虐待防止について	障害企画	8
東淀川区 3	軽度の知的障害者への支援体制の確立	障害企画	9
住之江区 1	ヘルパーの人材確保	自立支援	10
住之江区 2	精神障害者へのサポート体制の充実	こころ・自立支援	11
住吉区 1	移動支援の活動制限の緩和	自立支援	12
住吉区 2	通院介助の利用範囲の拡大	自立支援	13
西成区 共通 1	生涯支援体制の確立	高齢福祉・障害企画	14
西成区 共通 2	就労支援について	障害企画・こども局子育て支援	15
西成区 共通 3	地域における支援体制の強化	地域福祉・高齢福祉 障害企画・こども局子育て支援	16
西成区 身体・知的①	広汎性発達障害者への支援体制の確立	障害企画	17
西成区 身体・知的②	高次脳機能障害者への支援体制の確立	障害企画・自立支援	18
西成区 身体・知的③	強度行動障害者への支援体制の確立	障害企画・自立支援	19
西成区 身体・知的④	地域移行のためのシステムづくり	障害企画	20
西成区 身体・知的⑤	医療問題をもつ障害者の支援体制の確立	障害企画	21
西成区 身体・知的⑥	刑余者への支援体制の確立	障害企画	22
西成区 精神①	精神障害者の在宅支援の充実と関係機関の連携	障害企画・自立支援	23
西成区 精神②	支援者の研修及びスーパーバイズ機能の充実	こころ・障害企画	24
西成区 精神③	薬物依存症者等に対する専門治療機関の拡大	こころ	25
西成区 精神④	就労支援体制の整備	障害企画	26
西成区 精神⑤	発達障害者への支援体制の充実	障害企画	27
西成区 精神⑥	家族支援体制の充実	こころ・障害企画	28
西成区 教育①	学校園の相談・支援体制の充実	教育委員会特別支援教育担当	29
西成区 教育②	障害児・保護者への支援の必要性	教育委員会特別支援教育担当 こども相談センター	30

区地域支援調整チームからの要望

福島区要望

障害者自立支援法に基づく事業に期限までに移行できない小規模施設等に対して、引き続き運営等に対する大阪市からの支援をお願いしたい。

要望理由

施設利用者数が基準に達しない小規模施設について、地元で長年にわたり実績を積んできている実態があり、やむなく閉鎖にいたることがないよう、引き続き運営等について大阪市からの支援をお願いしたい。

回答

障害者小規模通所授産施設については、障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年3月までに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業（以下、「障害福祉サービス事業」という。）等への移行が義務付けられているところです。

また、障害者小規模作業所については、より安定した事業運営を図っていただくため、障害福祉サービス事業や地域活動支援センター事業といった法定事業へ移行していただくよう働きかけを行っています。

障害福祉サービス事業等へ移行する場合、小規模作業所については法人格、定員、建物・設備などの課題があり、小規模通所授産施設については建物・設備などの課題がありますが、障害福祉サービス事業に移行する場合の定員については、平成23年度末までの経過措置として定員要件の緩和が図られており、また建物・設備の改修や事業に必要な備品の購入などに対しては国、府、市の補助制度などが設けられておりますので、これらの制度を活用していただきながら、移行相談や巡回訪問等を行い、移行促進を図っているところです。

なお、移行の基準を満たすことが困難な小規模作業所への支援方策について、検討を行ってまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-8074)
----	--------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

港区 要望	
<u>障害者自立支援法のヘルパーの人材確保と質の向上</u>	
障害ヘルパーの育成研修受講機会の拡大や積極的な啓発により、質、量とも需要に対応できる障害ヘルパーの人材確保を図られたい。	
要望理由	
身体障害者、精神障害者の一人暮らしのサポートや知的障害者の外出援助など、個人の意図を汲み支援することが必要であるが、障害ヘルパーが慢性的な不足状態にあるため、必要なサービスを十分に利用でき得ない現状がある。	
回答	
<p>障害者に対するヘルパーの養成講座については、大阪府において事業者指定方式で実施しております。大阪府指定事業者や開講予定などの情報は、大阪府ホームページにおいて確認することができますが、本市におきましても、当該ホームページとリンクを張り市民周知に努めるとともに市内の介護事業所に対しても個別周知しているところであります。</p> <p>また、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望しております。</p>	
担当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)

区地域支援調整チームからの要望

天王寺区 要望
障害者の自立支援のために委託相談支援事業所の設置を
要望理由
障害者が地域で安心して暮らすためには、身近な支援機関による情報提供や、個別に支援機関との連携・調整をおこなう相談支援事業所が必要です。
平成21年1月末現在、市内に37ヶ所の委託相談支援事業所が設置されているが、天王寺区には未設置である。
障害当事者や家族の利便性の向上を目指して、支援者間の連携強化のため、また様々な制度改正等が行われる中、天王寺区内で障害当事者と家族が安心して制度を利用し、自立した生活ができる環境づくりのため、天王寺区内に委託相談支援事業所の早期設置を要望する。
回答

障害のある方に対する相談支援については、本市が委託している相談支援事業所が、各区の保健福祉センターなど関係機関と連携し、相談者の目的や意思など個々の状況に応じた支援を行っております。相談支援事業は、現在、圏域を単位とした事業実施を基本としていますが、より身近な地域である区単位で、地域自立支援協議会を中心とした障害者支援機関のネットワークが構築されており、委託相談支援事業者がこのネットワークの中心的役割を担っていく必要があるため、今後は区単位の事業展開を目指すと第2期大阪市障害福祉計画（平成21年度～23年度）に盛り込まれています。このような状況を踏まえ、福祉計画の方針を実現するため、地域における相談支援体制の充実を図り、事業者の支援力の向上のための取り組みを進めてまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

浪速区 要望1

介護保険適用後の移動支援事業について

介護保険サービスと障害福祉サービスとはサービスの内容が違うものもあり、より柔軟に介護保険適用後も引き続き障害福祉サービスを使うことができるよう要望する。

要望理由

介護保険適用後に移動支援事業が必要となった場合、介護保険の訪問介護には余暇活動のための外出への支援がないのにもかかわらず、区の判断で支給決定ができない。本庁へ協議は時間がかかる上に支給時間数が限られている。

回答

障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。

本市においては、介護保険の被保険者である障害者から居宅介護や重度訪問介護及び移動支援の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。

支給決定に際しては、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障害福祉サービスの提供をできることとしているものであり、介護保険適用以前に障害福祉サービスの提供を受けていた者を基本としており、介護保険適用後の加齢（身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じたものを含む）に伴い生じる障害については、基本的には障害福祉サービスの適用外としております。

担当

健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)

区地域支援調整チームからの要望

浪速区 要望 2

大阪市重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業について

大阪市重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者の拡大を要望する。

要望理由

対象者が非常に限定されており、真に必要な人が使えない。

回 答

重度障害者等入院時コミュニケーションサポート事業については、意思疎通が困難な重度の障害者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、昨年10月から実施した事業である。

対象者の要件等について、今後、事業内容やサービス提供実態等、慎重に検証を行ないながら、事業を進めてまいります。

担当

健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)

区地域支援調整チームからの要望

浪速区 要望 3

障害者の就労支援について

大阪市障害者就業・生活支援センターの充実を要望する。

要望理由

就業を希望している人、離職した人、就業後のアフターケアも含め、障害者就業・生活支援センターの果たす役割は幅広く、職員の増員も含めたセンターの充実を要望する。

回 答

障害のある方の就労支援にかかる関係機関ネットワークの総合センターとしての機能・役割を果たすものとして、本市でも障害者就業・生活支援センターを重要な支援機関と位置づけており、「大阪市障害者支援計画 後期計画」「第2期大阪市障害福祉計画」でも同趣旨の取り組みについて記載しております。

本市独自の措置として市内6カ所に地域就業支援センターを設置しておりますが、現在、「障害者雇用促進法」に基づく障害者就業・生活支援センターの追加設置について、国へ要望しているところです。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8079）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

東淀川区 要望 1

日常生活用具給付制度（高齢および重度障害者）について、給付品目の中に手投げ式の消火器を追加してほしい。

要望理由

現行の制度では自動消火器の給付があるが、1箇所の火元にしか対応ができない、火元となりうる場所が複数箇所あるような場合や類焼の場合、対応がしづらい状況である。防災の観点からも、障害を持つ人や高齢者にも簡単に使用できる手投げ式の消火器が必要であると思われる。

回答

重度障害者日常生活用具給付事業における、自動消火器の給付については、対象者として身体障害2級以上又は知的障害の程度が重度の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯となっています。

火災が発生していても、障害の状況によりそれを感知することができず、初期消火はもちろん、避難することが困難な方や、感知できても動けず、すぐには避難できない方に対し、自動的に初期消火をする間に安全な場所に避難することを可能とするために給付しているものです。

上述のとおり、本制度における自動消火器の給付は、火災発生時に障害のある方が自分で消火を行うために給付しているのではなく、自動的に消火活動がなされることを目的として給付しているため、今回要望の手投げ式の消火器については、重度の障害をお持ちの方にとっては、使用すること自体困難な場合が多いことから、本制度の給付目的には合致しないものと考えられます。

担当

健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)

区地域支援調整チームからの要望

東淀川区 要望2 障害者の虐待防止について、支援ネットワークの構築をお願いしたい。	
要望理由	
高齢者や児童については国が定める虐待防止法があるが、障害者については虐待防止法が存在しないため、地域住民や支援事業所からすると、虐待を発見しても通報窓口や対応方法等不明確なことが多い。法律に先駆けて大阪市独自で障害者の虐待防止マニュアルを作成する必要があると思われる。マニュアルを作成することで、地域の支援ネットワークが構築しやすくなり、虐待の早期発見・予防につながると考えられる。	
回答	
<p>障害者に対する虐待については、現状では責任の所在や相談窓口が明確化されていないということもありますし、統計的な把握が難しいことに加え、特に障害者の場合、虐待されてもその被害を明確に表現できない場合が多く、しかも虐待は人間関係が閉ざされた密室的状況で起きるため、表面化しにくいという特徴があります。</p> <p>しかしながら、家庭、施設、職場など、様々な生活場面で現実に虐待が起こっているため、虐待を早期に発見し、障害者を虐待から護るとともに、介護者の支援等のための法制化が強く求められています。</p> <p>このような時代背景の中、厚生労働省から平成22年度予算の概要に「障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進」があがっていることから、本市においても障害者虐待の早期発見と適切な措置をはじめ、虐待の防止等の措置を講じることにより、障害者の権利利益の擁護に資するよう取り組みを推進していきたいと考えております。</p>	
担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

東淀川区 要望3

療育手帳は所持していないが、地域での生活に馴染めない軽度の知的障害を持つ人たちに対する行政の総合相談窓口の設置もしくは支援者に対する後方支援体制の整備をしてほしい。

要望理由

近年、高齢者や知的障害者の犯罪が増加していると言われているが、刑期を終えて出所した後、地域での生活に対応できず、再犯へつながってしまっているケースも見られる。厚生労働省としても地域生活定着支援センター設置や保護観察所の体制整備を対策として打ち出しているが、センターや観察所を出たあとの地域でのバックアップ体制は整備されていない。中には療育手帳を所持していない軽度の知的障害を持つ人も多く見られ、就労等も困難となっている。現在はそういった人たちの相談は民生委員や地域の相談員等が対応しているが、区役所に該当する相談窓口が無いため、支援者への負担が大きくなっている状況がある。

地域で生活を送るために、手帳を所持していないが知的障害がみられる人に対しての各種相談に応じることができる窓口を設置するか、支援者に対する後方支援体制を整えてもらいたい。

回答

高齢または障害があるため福祉の支援を必要とする刑務所出所者につきましては、まず、居住地を確保できるよう国の矯正機関などが適切に支援し、その上で地域と各相談機関が連携して、適切なサービスの提供や支援体制を構築していく必要があると考えております。

障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。

障害者をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、地域の支援力を高めてまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望1

ヘルパーが慢性的な不足状態にあり、サービスを十分に利用できない状況にあります。障害者への支援ができる人材の確保・養成数の増加に向け追加講習開催への支援や機会を増やすなどの対応をお願いしたい。

要望理由

障害ヘルパーには、身体障害者の一人暮らしのサポートや知的障害者の外出援助など個々人の意図を汲み支援することが必要である。その障害ヘルパーが慢性的な不足状態にあるため、障害者が、必要なサービスを充分に利用できない現状にある。

回答

障害者に対するヘルパーの養成講座については、大阪府において事業者指定方式で実施しております。大阪府指定事業者や開講予定などの情報は、大阪府ホームページにおいて確認することができますが、本市におきましても、当該ホームページとリンクを張り市民周知に努めるとともに市内の介護事業所に対しても個別周知しているところであります。

また、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上は重要であることから、社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう福祉人材確保施策の充実について、本市としても引き続き国に対して要望しております。

担当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)
----	--------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

住之江区 要望2

住之江区には、精神障害者へのサポートが少ない。クリニック開設への働きかけ、専門相談者の配置など、サポート体制の充実を望みます。

要望理由

精神障害者が地域で安心して生活を送るために、治療を継続しながら社会復帰に向けての生活訓練、就労支援などの生活サポートをしていくことが重要である。当区内には精神関係の機関が少ないため、精神障害者支援の体制整備が喫緊の課題である。

回答

現在、障害者の社会復帰、社会参加、自立の促進を図ることを目的として、地域活動支援センター生活支援型を市内9ヶ所の法人に事業委託し、地域における障害者の日常生活の支援や相談、また様々な福祉サービス・社会資源の情報を提供し、そのサービスの利用に向けた支援なども行っております。

住之江区内には当該センターがありませんが、利用対象者を区域で限定しておりませんので、近隣のセンター（西成区2ヶ所、住吉区・東住吉区各1ヶ所）をご利用いただきますようお願いいたします。

また、精神疾患の医療機関は、市民病院等が拠点的な役割を果たしておりますが、住之江区内に精神関係の医療機関が少ないと認識しております。関係団体に働きかけるなど、充実した支援体制が整備できるよう努めてまいりたいと考えております。

担当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター（電話 6922-8520） 健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 （電話 6208-7993）
----	--

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望1	
移動支援における活用制限の緩和	
要望理由	
<p>現在、「通年かつ長期にわたる外出」については、保護者等の対応となっており、学校や施設の送迎は、利用対象外となっている。昨年度に一部緩和され、緊急避難的な対応として冠婚葬祭などの社会的理由や介護者の入院など送迎が困難な状態のときには、一定の協議の上で利用できることになったが、期間の制限や時間数についてもすでに認められている範囲内と使いやすい制度とはなっていない。また、外出に介助の必要な一人暮らしの障害者にとっては、送迎サービスのない施設への通所は、困難であり、居宅での介護時間数も増えることにもなる。</p> <p>障害のある人の社会参加促進のためにも、より一層の利用制限の緩和が必要である。</p>	
回答	
<p>本市における移動支援事業については、平成18年10月から、それまでの支援費制度における居宅介護事業の中の移動介護サービス（ガイドヘルパー）として実施していた事業を、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして実施をしています。</p> <p>サービス内容は、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通学や通所については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、基本的に保護者等若しくは学校や通所施設が必要な送迎を講じるべきと考えるため、現状では移動支援を利用することは困難であると考えています。</p> <p>ただし、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能としております。</p> <p>なお、移動支援事業は障害のある方々にとって、地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な支援であり、国の責任において実施すべき事業であると考えていることから、今後も引き続き、国に対し障害のある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置を講じるとともに、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望してまいります。</p>	
担当	健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)

区地域支援調整チームからの要望

住吉区 要望 2

通院介助についての利用範囲の拡大と医療と福祉の狭間でサービスを受けることが困難な障害者の解消に向けた制度の整理を。

要望理由

通院介助については、その活用が送迎に限られ、受診や時間待ちなど病院内では、病院の対応となっている。遠方の病院で、診察時間の長いときなど 待機時間が多く、採算が取れないと断られる事例も多くなっている。

障害の状況や病状によっては、協議により対応可能な場合があるが、その利用は限られている。

病院の待合室で、一人でいることの不安に耐えられず、受診を断念する場合や日常生活の情報を担当医師に伝えること、医師の指示を日常生活に生かすなど受診介助の必要な場合もあるが、現在の医療体制では、対応してもらえない状況がある。また、知的障害者の人工透析や点滴を受ける場合や重度肢体障害者や知的障害者が入院を依頼した時、付き添いを求められるなど、病院が対応するべきとなっているサービスについて、利用者が対応できなければ、医療を受けることができない状況もある。単身の障害者が入院すれば、居宅でのサービスを受けることができないため、洗濯や食事介護にも困るといった状況もある。

すべてを福祉の分野で対応すべきとは考えていないが、医療と福祉の間でサービスを受けられない状況を調整する制度、施策の検討が必要である。

回答

通院介助については、国からの通知で「病院内の移動等の介助は基本的に院内スタッフにより対応されるべき」とされており、自宅から病院等の往復時間を基本としております。しかしながら、単独でトイレに行けない方等、病院内の介護の必要性が認められる場合は待ち時間における院内介助の利用を認めています。

さらに、重度障害者が入院した場合、在宅時と同様かそれ以上に濃密な介護が必要になるが、医療機関においては重度障害者の介護ニーズに十分に対応できていない状況があるため、国に対し、入院中の重度障害者の看護の状況について調査を実施し、病院内における看護の実態の把握に努め、医療機関において重度障害者の介護ニーズに応じた充分な看護が提供されるよう対策を早急に講じることや、院内看護で不足する部分については、必要に応じて障害福祉サービスを利用できるよう制度整備を図るとともに財政措置を講じるよう要望しております。

担当

健康福祉局 障害者施策部 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)

区地域支援調整チームからの要望

西成区 共通要望 1

《高齢者支援、要社会的援護者支援、障害者自立生活支援、各部会で共通する要望》

生涯支援の体制づくりについて

要望理由

認知症高齢者等を見守る家族や知的障害者に関わる家族、その家族の高齢化など、支える側である支援者の負担が増大することで、支援者自身の生活の質の低下になり、家族を含む支援者への負担が大きくなっている。

また、家族の不在（死別など）により、支援者が不在になることで、当事者の支援が困難になることも多く、今後は家族による支援に頼ることのない当事者への生涯支援の体制をつくる必要がある。

回 答

高齢者世帯に占める「ひとり暮らし高齢者」の割合は、全国平均を大きく上回り、政令指定都市の中でも第1位37.9%（平成17年国勢調査）であることから、家族同居モデルから独居モデルを想定した高齢者支援の体制整備が重要であることを認識しています。

とりわけ、認知機能が低下してきた高齢者については、問題が潜在化しやすいことから、地域住民の理解促進と見守り体制の充実、かかりつけ医による早期発見と各種支援サービスへの早期連携が重要と考えています。

これらの充実に向けて、認知症にかかる地域医療体制構築の中核的役割を担う認知症サポート医の養成や、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するとともに、医療と介護・福祉の連携を促す支援ネットワーク強化に向けて、地域包括支援センターと地区医師会を中心にその取組みを広げていきます。

障害のある方が普通に暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。

障害者をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、地域の支援力を高めてまいります。

担当	健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉担当 障害者施策部 障害福祉企画担当	(電話 06-6208-8026) (電話 06-6208-8081)
----	--	--

区地域支援調整チームからの要望

西成区 共通要望2

《障害者自立生活支援、子育て支援、各部会で共通する要望》

就労支援について

要望理由

障害当事者やひとり親家庭の保護者、またそのひとり親家庭の子どもに関しての自立支援や生活支援だけでなく、当人及び家族の状況に合わせた就労支援が必要であり、そのためには職場の開拓や環境整備が必要である。

また、府下では障害者の就労支援に関して、統括している窓口を設置されているので、情報共有及び提供というところでは、市の就労支援の統括窓口を設置してほしい。

回 答

本市では、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対し就労支援を行うため、大阪市障害者就業・生活支援センターを市内7箇所に設置しております。

同センターでは、就労移行支援事業所やハローワーク等と連携することにより、障害のある方の就業を支える体制の強化に努めています。また、同センターは総合的な就業・生活支援体制をとっており、本市における障害のある方の相談窓口ともなっております。

大阪市が実施しました「大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」(平成21年3月)によれば、母子家庭は一般世帯と比べ低い世帯収入となっています。また、働いている母子家庭の母のうち半数近い方が雇用条件の良い仕事への転職を希望しています。このため大阪市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、母子家庭の母にとって働きやすい雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っています。

平成17年11月から、より身近な地域で、母子家庭の母等の個々の家庭状況に沿ったきめ細やかで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週1、2回、母子家庭等就業サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。また、母子家庭の母は、就業経験がない、経験はあっても専業主婦であった期間が長い等で、時代の変化に対応した技術や技能の習得が不十分な場合が多く、安定した就業のためには職業能力の開発が不可欠となっております。このため、愛光会館における受講料無料のパソコン、ホームヘルパー2級課程、簿記などの自立支援講習会の充実を図っております。

さらに、母子家庭の母の安定した就業のために、職業能力開発の講座費用や、経済的な自立に効果的な看護師等の資格取得中の生活費を一部助成する、母子家庭自立支援給付金事業を実施しています。申請には、母子家庭等就業サポーターによる事前相談を経ることとし、受給がより効果的なものとなるよう努めています。今後とも、母子家庭等就業サポーター、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等関係機関が互いに連携し、母子家庭に対する就業支援の充実を図ってまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当 こども青少年局 子育て支援部 こども家庭支援担当	(電話 06-6208-8079) (電話 06-6208-8034)
----	---	--

区地域支援調整チームからの要望

西成区 共通要望 3

《高齢者支援、要社会的援護者支援、障害者自立生活支援、子育て支援各部会で共通する要望》

地域における支援体制の強化について

要望理由

当事者(高齢者・障害者・児童など)が地域で生活するためには、地域住民の理解及び社会資源の創出および充実が必要である。そのために、家族や支援者及び地域関係者が、当事者の理解及び関わり方等を学べる機会を関係機関とともに作り、当事者の状況を把握し、総合的に支援できる体制が必要である。

回答

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での相談支援体制の充実および、地域の社会資源と地域の連携促進の支援が必要です。

障害者をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されております。今後も当事者の状況把握、関係機関の連携・協働の促進を図るよう働きかけ、地域での支援体制の構築を目指します。

高齢者をささえるしくみとしては、専門職が協議して地域におけるネットワークを構築し、継続的に支援していく地域包括支援センターと総合相談窓口（プランチ）を設置するとともに、3層5段階の地域支援システムを運営し、地域における高齢者等に係る課題・ニーズ発見から見守り、支援にいたる取り組みを進めます。区在宅サービスセンターの地域生活支援ワーカーとの連携強化を図る等、地域住民と専門職とが緊密に連携しながらよりよい支援に繋がるよう努めるべく、身近な地域での支援体制の構築を目指します。

地域の相談体制充実に向けた取り組みとして、民生委員・児童委員や主任児童委員、地域ネットワーク委員会委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など、地域において市民の相談活動などを行う人がきめこまやかな相談や情報提供ができるよう、研修の充実に一層努めるとともに、地域住民への啓発にも引き続き取り組んでいきます。また、多様化する課題に対し総合的に支援できる体制が構築できるよう、今後とも関係者と連携を図りながら取り組んでまいります。

担当	健康福祉局 生活福祉部 地域福祉担当	(電話 06-6208-7959)
	障害者施策部 障害福祉企画担当	(電話 06-6208-8081)
	高齢者施策部 高齢福祉担当	(電話 06-6208-8026)
	こども青少年局 子育て支援部 子育て支援担当	(電話 06-6208-8111)

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的部会①

広汎性発達障害のある人への支援体制の確立を

要望理由

対人関係や言語によるコミュニケーションなどにおける障害があるゆえに、関わる家族や支援者は無力感にさいなまれてしまう傾向がある。スーパーバイズ機能の確立など、家族や支援者に対するバックアップ体制の整備(専門性を高めたり、連携場所の情報提供など)が必要である。また、障害特性ゆえ、集団活動の場になじみづらく、結果的に日中活動の場がない状況が生まれる。居場所を失うことは、家族の負担の増大、また本人の生活の質を低下させる結果となる。地域や施設など、本人と家族を取り巻く環境に対して障害の理解を促す必要がある。

回 答

発達障害のある方への支援については、乳幼児期の早期発見、早期療育から保育・教育支援、そして就労支援など、ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築が必要です。

本市では、平成18年1月に平野区の心身障害者リハビリテーションセンター内に発達障害者支援センター「エルムおおさか」を開設し、日常生活についての相談支援、発達支援、就労支援、また家族や関係機関等に対する啓発や研修などを行っています。

また、保健・医療、教育、福祉、労働などの関係機関による「企画・推進委員会」を開催し、連携を強めることにより、この間、発達障害者支援のためのネットワークの構築に努めてきたところです。

今後も引き続き、発達障害の正しい理解を広め、支援方策を知っていただけるよう、エルムおおさかを中心に研修や啓発の取り組みを推進していきます。

担当 健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的部会②

高次脳機能障害のある人に対する支援体制の確立を

要望理由

高次脳機能障害の症状は、一見して認識が難しく、特に行動や感情の障害がある場合は、支援者との関係作りや生活支援における課題が多い。事例検討の積み重ねによる支援方法の体系化、スーパーバイズ機能の確立など家族や支援者に対するバックアップ体制の整備が必要である。また、高次脳機能障害が見落とされることのないよう、精神科における診断など医療体制の整備が望まれる。さらに、本人が障害を受容し、地域で生活を送っていくためのピアカウンセリング等、相談支援体制の整備が必要であるが、地域生活をコーディネートする人材や、この障害を受け入れてくれる資源が少なく、開拓する必要性がある。

また、高次脳機能障害があるが、身体障害が軽い場合、ヘルパー時間など十分な制度を利用することが難しい場合があるので調整が必要である。

回答

高次脳機能障害者については、国における平成13年度から17年度まで実施したモデル事業の成果を踏まえ、平成18年度に施行された障害者自立支援法において、障害者手帳の有無にかかわらず各種障害福祉サービスの給付対象となりました。

しかし、高次脳機能障害に対する社会の理解等が十分とは言えない状況にあることから、障害者自立支援法では「都道府県地域生活支援事業」の中の「専門性の高い相談支援事業（必須事業）」として「高次脳機能障害支援普及事業」が創設されています。大阪府では、本市住吉区にある「大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンター」が支援の拠点機関となって、支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や支援機関・医療機関職員向け研修、リーフレットの作成等による普及啓発などを実施しているところです。

この事業で、大阪府は、高次脳機能障害者への支援が当事者にとって身近な地域で適切に実施されるよう、大阪府内8圏域（政令市を含む二次医療圏域）において、各圏域で医療機関、福祉サービス提供機関、就労支援機関、当事者団体、市町村等による支援ネットワークの構築を目指して取り組みを進めています。大阪市圏域については、本年9月2日に第1回目の地域支援ネットワーク会議が開催されたところですが、今後、本市としても大阪府の取り組みに連携・協力し、高次脳機能障害者やその家族が住みなれた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-7994）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的部会③

強度行動障害のある人へ支援体制の確立を

要望理由

器物破損や異食行動など、激しい自傷他害行為のある障害者への対応は、関わる家族や支援者は無力感にさいなまれてしまう傾向がある。事例検討の積み重ねによる支援方法の体系化や、施設や人材の拡充などの支援体制整備が必要である。また、投薬治療による行動面におけるコントロールが可能かどうかの判断において、医療機関との連携する仕組みづくりが必要である。

回 答

強度行動障害のある人への支援については、様々な特異な行動の意味を理解することが困難であるがゆえに適切な対応ができないことから、結果として、必要な支援が十分に提供されず、問題の困難性がより強まっている状況があると認識しております。

強度行動障害のある人が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供し、社会資源に結びつける障害者ケアマネジメントが重要であると考えております。

今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、相談支援の過程で得られるニーズの充足状況やサービスの提供実態等の情報収集に努め、必要な社会資源の確保や改善を図るなどの取組みを積み重ねていくことによって、地域の支援力を高めてまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的部会④

障害者の地域移行のためのシステムづくりを

要望理由

地域移行を実現するには当事者の意欲が不可欠であるが、自立生活プログラム(ILP)のような手法を支援システムに取り入れるなど、当事者の意向を確認しながら意欲を継続できるような支援体制が必要である。また、安心して地域で生活できる支援を行うためには、社会資源の充実を図ること、ピアカウンセリング等の相談支援体制の整備、支援者や家族との連絡調整がスムーズに行われる体制づくりなどが必要である。

回 答

平成18年度に施行された障害者自立支援法により、本市においても「大阪市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等が地域において計画的に提供されるよう、また、障害のある方の地域生活への移行が図れるように、同計画に目標数値を掲げ施策等の推進に努めています。

本市では、障害のある方の地域生活移行を促進するためには、①障害のある方の地域での自立生活促進に向けての意識づくり、②地域生活移行を支援する仕組みづくり、③地域で暮らすための受け皿づくりの、3つの取り組みが必要であると考えています。

とりわけ、施設に長期入所している方が地域において自立生活をしていくにあたっては、地域での生活イメージが描き難いことから、地域生活移行にかかる啓発や情報提供を行うことが重要と考えており、大阪府とも連携をしながら啓発や情報提供に取り組んでいきます。

今後とも、障害のある方の支援団体、福祉サービス提供事業者などの意見も踏まえながら、地域生活移行の促進のためのシステムづくりに努めていきます。

担当 健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8071）

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的部会⑤

医療問題をもつ障害者の支援体制づくりを

要望理由

生活習慣病など医療問題を抱える障害者も多く、当事者のみならず、支援者もどのように支援していいのか戸惑う場合がある。正確な情報を得て、医療機関と連携をとりながら、当事者をきめ細やかに支援していく体制が必要である。

回 答

今般の医療制度改革大綱では、「患者の視点に立った安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築」を基本的な考え方として、すべての住民や患者が適切な医療を選択できるよう、必要な医療機関の医療機能情報を都道府県がわかりやすく提供する仕組みの制度化や、患者が急性期から回復期を経て自宅に戻るまで切れ目のない医療を受けられるよう、医療計画において脳卒中等疾病別の医療連携体制の構築を図ることとしております。

それらを踏まえ、大阪府では、医療機能情報提供制度に基づき、住民に全医療機関の医療機能情報をインターネット等で公開し、住民が適切な医療機関を選択できるよう支援することとしています。また、平成20年3月に改定された「大阪府保健医療計画」においては、脳卒中等の疾病に関する各医療機関の医療機能を明示し、医療機関相互の連携構築のツールとして「地域連携クリティカルパス」（複数の医療機関が用いる治療計画書）の導入・普及を推進することとしております。

大阪市におきましても、改定後の「大阪府保健医療計画」を踏まえ、障害者等を含めた市民や患者のそれぞれのニーズに対応できるよう、今後も大阪府と連携して、大阪府障害者地域医療ネットワーク推進事業等、医療を含めた健康福祉施策の推進を図るとともに、地域の保健、医療、福祉の各関係機関の連携による相談体制やリハビリテーション提供体制等の充実をめざしてまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081） 健康福祉局 健康推進部 健康施策担当（電話 6208-9977）
----	---

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 身障・知的部会⑥

刑余者への支援体制の確立

要望理由

発達障害や知的障害のある刑余者について、障害に応じた出所時の支援や次の生活につなぐしきみが整っていない。そのため、再犯を繰り返し、状況がますます深刻になる場合もある。地域社会の中で、安心して自立した生活を送るための支援体制の確立が必要である。

回 答

発達障害や知的障害があるため福祉の支援を必要とする刑務所出所者につきましては、まず、居住地を確保できるよう国の矯正機関などが適切に支援し、その上で地域と各相談機関が連携して、適切なサービスの提供や支援体制を構築していく必要があると考えております。

障害のある方が地域で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多様な支援を一体的・継続的に提供する必要があると考えています。そのためには、障害者自立支援法に基づく相談支援事業所が総合的な支援を行うこととしています。

障害者をささえる地域支援調整機能としては、地域自立支援協議会が、関係機関等の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的に設置されています。今後とも地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、地域の支援力を高めてまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神部会①

在宅支援を進めるための社会資源の充実と関係機関の連携

要望理由

精神障害者の在宅支援を実施するためには、地域における社会資源の充実とマンパワーの充実が不可欠である。継続した支援を提供するには、公的機関と民間機関、相談支援専門員との密な連携と社会資源の拡充、更に指定相談支援事業所の機能の拡充が必要である。

回答

現在、障害者の社会復帰、社会参加、自立の促進を図ることを目的として、地域活動支援センター生活支援型を市内9ヶ所の法人に事業委託し、地域における障害者の日常生活の支援や相談、また様々な福祉サービス・社会資源の情報を提供し、そのサービスの利用に向けた支援などを行っております。

各区保健福祉センターには精神保健福祉相談員が配置されており、市民の精神保健福祉全般に関して相談に応じています。また、保健師も訪問・面談・電話等を通じて、個別相談に応じています。在宅支援においては、医療機関や訪問看護事業所、障害者自立支援法関連機関・相談支援事業所等の支援機関、民生・児童委員等地域の支援者等との個々の連携を通して、地域ネットワークが構築できるよう努力してまいります。

さらに、障害のある方自身又は家族が疾病等で障害福祉サービス事業所との連絡調整ができないに場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行うこととしております。

担当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520) 障害者施策部 障害福祉企画担当 (電話 6208-8081) 自立支援事業担当 (電話 6208-7993)
----	--

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神部会②

障害者を支援する支援者の資質と支援技術向上のため研修の実施及び支援者へのスーパーバイズ機能の充実

要望理由

重複障害や多くの問題を併せもつ障害者が増え複雑困難事例が多くなってきている。自立支援法に基づいて指定相談支援事業所の相談支援専門員が適切な援助を実施して行くためには、精神障害者のみならず、知的や身体障害者に対する知識や理解を深め、重複障害者の支援ができるよう支援者に対するきめ細やかな研修の実施とスーパーバイズ機能が求められる。

回 答

障害者自立支援法及び精神保健福祉法の改正により相談支援従事者やサービス管理責任者等の研修は大阪府の役割になっております。

大阪府では「相談支援従事者初任者研修」に加えて平成19年度から、「初任者研修」の修了者を対象とした現任研修も実施しておりますが、今後とも障害特性に応じたきめ細かな支援が可能となるよう従事者の資質向上のための研修の充実について要望していくとともに、本市においても委託相談支援事業者が、各区自立支援協議会において、牽引的な役割を担っていくことができるよう、相談支援従事者のスキルアップに関する研修を行ってまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神部会③

合併症をもつ障害者の治療機関の充実や薬物依存症者やアルコール依存症者に対する専門治療機関の拡大

要望理由

合併症など多くの問題を併せもつ精神障害者の治療機関の充実と覚醒剤後遺症・薬物依存症者やアルコール依存症者の専門治療機関の拡大が必要である。

回 答

合併症をもつ障害者への診療体制として、大阪府・堺市と共同で合併症患者受入事業を整備し、現在大阪府下で 11 ケ所の医療機関を受入病院に指定しています。なお大阪市内にある精神科病床を有する 5 総合病院は全て合併症受入病院に指定しているところです。また、薬物依存症に対する専門医療機関としては、現在大阪府下に 1 ケ所あり、アルコール依存症に対しては 8 ケ所ありますが、今後とも専門医療機関の整備促進に向け、大阪府をはじめ関係機関と協議・検討してまいります。

担当

健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター（電話 6922-8520）

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神部会④

障害者の就労支援体制の整備

要望理由

就労意欲があっても病気の特性からなかなか就労につながらない。チームによる生活支援と就労支援のきめ細かなアプローチと、雇用率を踏まえた職場の開拓と多様な形態による障害者の就業機会の拡大が必要である。

回 答

本市では、障害者が職業知識や技能を習得し、職業人として社会参加できるよう支援する障害者職業能力開発機関であります大阪市職業リハビリテーションセンター並びに大阪市職業指導センターと就労全般にかかる支援を行う大阪市障害者就業・生活支援センターとで就労支援ネットワークを構成しております。

とりわけ、大阪市障害者就業・生活支援センターは、6つの地域就業支援センターとこれを統括する中央センターで構成しており、各区保健福祉センターをはじめとした関係機関との連携のもとで地域に根ざした就労支援を行っております。また、利用者は、手帳の有無ではなく、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者としており、就労に関する相談から職場定着に至るまで、就業面及び生活面で一体的な支援を行っております。

今後とも、これらの施設と関係機関、本人及び保護者との連携の強化等を通じて、障害者の個々の状況に応じた就労支援ができるよう努めてまいります。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8079）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神部会⑤

発達障害のある人への支援体制の確立

要望理由

発達障害者の相談が増えているが、現状では使える在宅サービスや就労支援体制がまだ不充分である。家族や支援者が発達障害者への理解を深め、関わり方を勉強できるような研修も必要であり、具体的な支援体制の確立が望まれる。

回 答

発達障害のある方への支援については、本人とそのご家族の方が安心して地域で暮らしていくことができるよう、支援施策を推進していくことが必要です。

発達障害者に関しては、障害者自立支援法上の精神障害者に包含される概念であり、現行規定上も精神障害者として障害者自立支援法上のサービスの対象となっているところです。今後も引き続き、障害福祉サービスを提供する仕組みづくりを国に要望していくとともに積極的な利用促進を図ることができるよう、制度周知に努めます。

発達障害者への理解促進につきましては、平成18年1月に平野区の心身障害者リハビリテーションセンター内に開設した発達障害者支援センター「エルムおおさか」において、日常生活についての相談支援、発達支援、就労支援とともに、家族や関係機関等に対する啓発や研修などを行っているところです。

今後も引き続き、発達障害の正しい理解を広め、支援方策を知っていただけるよう、エルムおおさかを中心に関係機関と連携しつつ、研修や啓発の取り組みを推進していきます。

担当	健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）
----	-------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 精神部会⑥

家族支援体制の充実を

要望理由

精神障害者を抱える家族に対して、病気や障害に対する正しい知識や社会資源の情報が得られ、適切な対処技能を身につけられるように家族心理教育を受ける機会の拡充と家族の高齢化による介護力の低下や家族内に複数の障害者がいる場合は、家族全体に対しての包括的な支援体制が必要である。

回 答

各区保健福祉センターにおきまして、精神障害者を持つ家族に対し、精神障害に対する正しい知識・情報を提供し、家族としての安定を取り戻せるように家族教室を定期的に開催しています。また、介護力が低下した家族には、精神保健福祉相談に応じると共に、障害者自立支援法等のサービスの利用などを通じて各関係機関と連携をとりながら支援を進めています。今後とも、家族教室の利用促進など家族支援体制の充実に向け、関係機関と連携していきたいと考えております。

また、障害のある方に対する相談支援については、本市が委託している相談支援事業所が、各区の保健福祉センターなど関係機関と連携し、相談者の目的や意思など個々の状況に応じた支援を行っております。

さらに、障害のある方自身又は家族が疾病等で障害福祉サービス事業所との連絡調整ができないに場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行うこととしております。

担当	健康福祉局 健康推進部 こころの健康センター（電話 6922-8520） 健康福祉局 障害者施策部 障害福祉企画担当（電話 6208-8081）
----	---

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 教育部会①

各学校園の相談・支援体制の充実について

要望理由

- ・ 発達障害を含め障害のある児童・生徒の教育内容等の充実を図るために、校内での相談・支援体制について、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、全教職員が共通理解・認識を深め、学校全体で取り組んでいく指導体制づくりが重要である。
- ・ 保育園、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等、学校園間の引継ぎ等を円滑に進められるよう、連携の強化を図る必要がある。
- ・ 特別支援学校や地域の関係機関等とつながりを深めていく必要がある。
- ・ 医療機関との連携を図る必要がある。

回 答

本市におきましては、「養護教育基本方針」や「学校教育指針」において、その中で、障害のある幼児・児童・生徒を学校教育全体で受けとめ、全教職員が協力した取組みを進めるとともに、校園間においても連携を図る必要があると示しております。

学校園の相談・支援体制の充実に向けて、校内委員会による体制作りや個別の教育支援計画等の作成に関する研修、担当指導主事や特別支援教育担当アドバイザー・大学等の専門家による巡回相談を実施しているところです。

また、各校園での指導や支援の充実に資するため、平成19年度、「特別支援教育指導事例集(第14集)－発達障害支援体制モデル研究－」としてとりまとめ、全校園に配布するとともに、教育委員会のホームページに「発達障害理解のとびら」を掲載し、医療等関係機関との連携や支援計画の評価や引継ぎについても具体的に示すなど、各校園で活用しやすい内容の情報発信に努めています。

特別支援学校と地域の学校園がつながりを深めていくことに関しましては、教育委員会より平成21年4月に特別支援学校の校名の変更と併せて大阪市立特別支援学校の機能の充実について周知を図るためのリーフレットを発行いたしました。特別支援学校は、これまで蓄積してきた専門性を生かし、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校からの要請に応じ、指導に関する助言をしたり、教材等について情報提供を行ったりする等、特別支援教育に関する地域のセンター校として、支援に努めているところです。

今後も、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援に向け、学校園間の連携が適切に進められますよう、各校園に対し指導してまいります。

担当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 (電話 6208-9193)
----	--------------------------------------

区地域支援調整チームからの要望

西成区要望 教育部会②

障害のある子どもへの支援と保護者支援の必要性について

要望理由

- ・ 障害のある子どもの教育的ニーズについて、保護者、学校園、医療・福祉等の関係機関が共通理解を図り、適切な支援方法だけでなく、必要な保護者（家庭）への生活支援や相談体制の充実についても関係機関が情報交換し、一層の連携を図っていく必要がある。
- ・ 保護者が障害を受容できるよう、相談体制の充実を図る。

回答

本市におきましては、障害のある子どもの教育的ニーズに対しての適切な支援に向けて、平成18年4月、全市校園に「特別支援教育推進のための体制整備について」を通知しました。

その中で、

- ・ 各校園において障害の実態把握や支援方策の検討等を行う「校内委員会」の設置
- ・ 学校園と医療、福祉等の関係機関との連絡調整や保護者との相談窓口、校内委員会の推進役としての「特別支援教育コーディネーター」の位置付け
- ・ 障害のある児童一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関との連携による一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成等により校内の支援や相談に関する体制を整備するよう示しております。

また、「大阪市特別支援教育連携協議会」を開催し、特別支援教育推進のための支援体制の整備、適切な支援を行うための連携の在り方、特別支援教育の理解のための普及啓発について、教育と医療・福祉等関係部局、関係諸機関による連携を図っております。

これまで平野区にありました大阪市中央児童相談所は、教育センター内にある教育相談部門と統合し、平成22年1月4日に中央区森ノ宮に移転し、「大阪市こども相談センター」として開設し、障害のある児童につきましても、教育と福祉の連携をなお一層強化し様々な相談・支援を行っていくことになりました。

引き続き、当センターにおきましても、発達検査や各種相談の折に、児童の言語面や認知面などその児童の障害特性を保護者に説明し、合わせて障害受容ができますよう適切な助言に努めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当 こども青少年局 こども相談センター	(電話 6208-9193) (電話 4301-3100)
----	--	----------------------------------